

■実行関税率表 2025 新旧対照表 (2025/09/17)

(1)第 29 類中の脚注の一部を変更する。(2025 年 9 月 17 日から適用)

頁	新	旧
321	(注)29.19 (省略) (削除)	(注)29.19 (省略) <u>2919.90 のうち トリス (クロロプロピル) ホスフェート 不当廉売関税 (附表参照)</u>
	(Note)29.19 (省略) (削除)	(Note)29.19 (省略) <u>ex 2919.90 Tris(chloropropyl) phosphate: Anti-Dumping Duty (see the annex)</u>

(1)附表「現在発動中の特殊関税」の一部を変更する。(2025 年 9 月 17 日から適用)

頁	新	旧								
8	(削除)	<p><u>(4) 中華人民共和国 (香港地域及びマカオ地域を除く。) 産トリス (クロロプロピル) ホスフェート</u></p> <table border="1"> <tr> <td>対象品目</td> <td><u>関税率表第 2919.90 号に掲げる物品のうちトリス (クロロプロピル) ホスフェート</u></td> </tr> <tr> <td>税率</td> <td><u>・中華人民共和国 (香港地域及びマカオ地域を除く。) を原産地とするもの 37.2%</u></td> </tr> <tr> <td>課税期間</td> <td><u>令和 2 年 9 月 17 日～令和 7 年 9 月 16 日</u></td> </tr> <tr> <td>根拠法令</td> <td><u>トリス (クロロプロピル) ホスフェートに対して課する不当廉売関税に関する政令</u></td> </tr> </table> <p><u>(注)上記の関税は、通常の税率 (実行関税率表に掲載された税率) による関税のほか に追加的に課されるものです。</u></p> <p><u>(4) ~ (6) (省略)</u></p>	対象品目	<u>関税率表第 2919.90 号に掲げる物品のうちトリス (クロロプロピル) ホスフェート</u>	税率	<u>・中華人民共和国 (香港地域及びマカオ地域を除く。) を原産地とするもの 37.2%</u>	課税期間	<u>令和 2 年 9 月 17 日～令和 7 年 9 月 16 日</u>	根拠法令	<u>トリス (クロロプロピル) ホスフェートに対して課する不当廉売関税に関する政令</u>
対象品目	<u>関税率表第 2919.90 号に掲げる物品のうちトリス (クロロプロピル) ホスフェート</u>									
税率	<u>・中華人民共和国 (香港地域及びマカオ地域を除く。) を原産地とするもの 37.2%</u>									
課税期間	<u>令和 2 年 9 月 17 日～令和 7 年 9 月 16 日</u>									
根拠法令	<u>トリス (クロロプロピル) ホスフェートに対して課する不当廉売関税に関する政令</u>									
		<u>(5) ~ (7) (省略)</u>								